

令和8年度道路占用料

占用物件	新規占用料(円) R8.4.1~(予定)	現行占用料(円) ~R8.3.31	単位		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	670	570 本/年		
	第2種電柱	1,000	870 本/年		
	第3種電柱	1,400	1,200 本/年		
	第1種電話柱	600	510 本/年		
	第2種電話柱	960	810 本/年		
	第3種電話柱	1,300	1,100 本/年		
	その他の柱類	60	51 本/年		
	共架電線その他上空に設ける線類	6	5 m/年		
	地下に設ける電線その他の線類	4	3 m/年		
	路上に設ける変圧器	590	490 個/年		
	地下に設ける変圧器	360	300 m <sup>2</sup> /年		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1,200	1,000 個/年		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	500	420 個/年		
	広告塔	1,900	1,800 m <sup>2</sup> /年		
	その他のもの	1,200	1,000 m <sup>2</sup> /年		
法第32条第1項第2号に掲げる物件 (地下占用NTT・電力・ガス・上下水道の地下管路)	外径が0.07m未満のもの	25	21 m/年		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	36	30 m/年		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	54	45 m/年		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	72	61 m/年		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	110	91 m/年		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	140	120 m/年		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	250	210 m/年		
	外径が0.7メートル以上1m未満のもの	360	300 m/年		
	外径が1m以上のもの	720	610 m/年		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設(鉄道施設・日よけ・アーケード等)		1,200	1,000 m <sup>2</sup> /年		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室 階数が1のもの	近傍類似の時価×	0.004	m <sup>2</sup> /年	
	地下街及び地下室 階数が2のもの	近傍類似の時価×	0.006	m <sup>2</sup> /年	
	地下街及び地下室 階数が3以上のもの	近傍類似の時価×	0.008	m <sup>2</sup> /年	
	上空に設ける通路		950	900 m <sup>2</sup> /年	
	地下に設ける通路		570	540 m <sup>2</sup> /年	
	その他のもの		1,200	1,000 m <sup>2</sup> /年	
法第32条第1項第6号に掲げる施設 (屋台・露店)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		19	18 m <sup>2</sup> /日	
	その他のもの		190	180 m <sup>2</sup> /月	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設ける看板		190 180 m <sup>2</sup> /月	
		その他の看板		1,900 1,800 m <sup>2</sup> /年	
	標識		960	810 本/年	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける旗ざお		19 18 本/日	
		その他の旗ざお		190 180 本/月	
	幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設ける幕		19 18 m <sup>2</sup> /日	
		その他の幕		190 180 m <sup>2</sup> /月	
	アーチ	車道を横断するアーチ		1,900 1,800 基/月	
		その他のアーチ		950 900 基/月	
政令第7条第2号に掲げる工作物(太陽光発電設備及び風力発電設備)			1,200	1,000 m <sup>2</sup> /年	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料(足場・仮囲い)			190	180 m <sup>2</sup> /月	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			120	100 m <sup>2</sup> /月	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるものの	近傍類似の時価×	0.013	m <sup>2</sup> /年	
	上空に設けるもの	近傍類似の時価×	0.018	m <sup>2</sup> /年	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	近傍類似の時価×	0.004	m <sup>2</sup> /年
		階数が2のもの	近傍類似の時価×	0.006	m <sup>2</sup> /年
		階数が3以上のもの	近傍類似の時価×	0.008	m <sup>2</sup> /年
	その他のもの	近傍類似の時価×	0.026	m <sup>2</sup> /年	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	近傍類似の時価×	0.017	m <sup>2</sup> /年	
	その他のもの	近傍類似の時価×	0.012	m <sup>2</sup> /年	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	近傍類似の時価×	0.024	m <sup>2</sup> /年	
	その他のもの	近傍類似の時価×	0.012	m <sup>2</sup> /年	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	近傍類似の時価×	0.017	m <sup>2</sup> /年	
	上空に設けるもの	近傍類似の時価×	0.024	m <sup>2</sup> /年	
	その他のもの	近傍類似の時価×	0.034	m <sup>2</sup> /年	
政令第7条第12号に掲げる器具		近傍類似の時価×	0.026	m <sup>2</sup> /年	
政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		近傍類似の時価×	0.034	m <sup>2</sup> /年	